

伊予市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月30日
最終改訂令和5年3月31日
伊予市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

伊予市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

平地の水田地域では米麦を中心とした土地利用型農業を主とした兼業農家が多くを占め、レタス、エダマメ、ナス等の栽培も盛んであるが、農産物の価格低迷による収益の悪化が課題となっている。そのため、関係機関連携のもとで、高収益型農業を推進するため施設栽培を含めた野菜栽培の営農類型を推進する必要がある。

また、柑橘を初めとした果樹生産についても、愛媛県試28号、甘平、せとかなど高価格販売が可能な有望品種への転換と、温州みかん、伊予柑、不知火などの従来の基幹品目を組み合わせた栽培類型を地域ごとに構成する必要がある。

さらに、中山間地域においては有害鳥獣による農作物への被害、条件不利地からの荒廃農地の増加がある一方で、キウイフルーツ、栗など、伊予市の特産品となる農産物を栽培しており、条件不利地については、農地性の判断を慎重に検討する必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、伊予市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する愛媛県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する伊予市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地

の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和４年２月25日付け３経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２ 具体的な目標と推進方法及び評価方法

１．遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合 （B/A）
当 初 （令和 ５年３月）	2,460.0ha	6ha	0.24%
３年後の目標 （令和 ８年３月）	2,460.0ha	4ha	0.16%
目 標 （令和 11年３月）	2,460.0ha	2ha	0.08%

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員及び事務局による農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 既に山林化、原野化し、農地への復元が困難な土地または、復元しても営農の継続が困難な土地については、地域の意向及び、農地転用制度との整合性を図りながら非農地判断を慎重に検討する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積面積の割合 (B/A)
当 初 (令和 5 年 3 月)	2,460.0ha	595.0ha	24.2%
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	2,460.0ha	1,023.4ha	41.6%
目 標 (令和 11 年 3 月)	2,460.0ha	1,023.4ha	41.6%

注1：「伊予市農業経営基盤強化に関する基本的な構想」において、農地面積の41.6%を担い手へ集積することを目標としているため、当面は同様の集積率を集積目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、伊予市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど農地の貸し手と借り手の意向をふまえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内地域の農地利用の状況をふまえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向をふまえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間等の農地の区画・形質が悪く、担い手が少ない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れ推進など、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い

- 農地の所有者等を確認することができない優良な農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じての利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

２．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

	新規参入者（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者（法人） （新規参入者取得面積）
当 初 （令和４年度実績）	6経営体 （2.6ha）	0法人 （0.0ha）
３年後の目標 （令和８年３月）	24経営体 （15.8ha）	3法人 （3.9ha）
目 標 （令和１１年３月）	40経営体 （19.1ha）	5法人 （6.5ha）

注１：目標値は、伊予市総合計画後期基本計画における新規就農者目標値とする。

注２：目標は累積の数値とする。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 愛媛県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の

農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会によるフォローアップ活動について

- 農業委員会は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入れ条件の整備に努めるとともに、後見人等の役割を担う。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

伊予市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、伊予市農業委員会は次の役割を担っていく。

- 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- 農家への声掛け等による意向把握
- 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- 「地域計画」の定期的な見直しへの協力